

新型コロナによる国民健康保険税 後期高齢者医療保険料および介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により減免が受けられる場合があります。

対象

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、次の①～③すべてに該当する場合
 - ①事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
 - ②前年の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区別して計算される所得の金額の合計額が1,000万円以下
 - ③減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下
- ※ただし、介護保険料は②を除きます。

減免の額

全部	全部または一部
主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合	主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれる場合

※減免割合は令和元年中の合計所得により変わります。

対象となる保険料・保険税 令和2年2月1日～令和3年3月31日納期限のもの

申請方法 申請書に必要書類などを添えて令和3年3月31日までに**各担当窓口**

※必要書類は対象要件により異なるので、詳しくはお問い合わせください。

問 国民健康保険税について 国保年金課国保係 ☎(95)9891

後期高齢者医療保険料について 国保年金課医療係 ☎(95)9892

介護保険料について 高齢介護課介護保険係 ☎(95)9889

国民健康保険税の課税限度額の引き上げ

問 国保年金課国保係 ☎(95)9891

国民健康保険税の課税限度額が引き上げられ、年税額の課税最高額が合計99万円となります。

課税限度額	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
	63万円	19万円	17万円

国民健康保険税の軽減対象となる範囲が拡大されます

均等割および平等割に係る5割軽減および2割軽減の軽減判定所得の基準が見直され、国民健康保険税の軽減対象となる範囲が拡大されます。軽減を受けるための申請は必要ありません。あらかじめ軽減適用した金額で国保税が課税されます。

軽減は、世帯主（国保加入者でない世帯主も含む）および国保の被保険者・特定同一世帯所属者全員に所得の申告がある世帯に適用されます。所得を申告していない世帯には軽減は適用されません。

※申告義務のない非課税の人でも、国保では申告が必要となります。

軽減割合	軽減基準となる所得金額
5割	同一世帯の世帯主および国保加入者と特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額等が {330,000円+285,000円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)}以下の世帯
2割	同一世帯の世帯主および国保加入者と特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額等が {330,000万円+520,000円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)}以下の世帯

- ・総所得金額等とは、総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区別して計算される所得の金額の合計額です。
- ・特定同一世帯とは、後期高齢者医療制度への加入により国保の資格を喪失し、その喪失日以降も継続して同一の世帯に所属する人です。